

## <面会交流調停を申し立てる方へ>

### 1 概要

別居中又は離婚後、子どもを監護していない親は、子どもを監護している親に対して子どもとの面会交流を求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった面会交流であっても、その後事情の変更があった場合（子どもの年齢、状況等に相当変化があった場合など）には、面会交流の内容、方法等の変更を求める調停を申し立てることができます。

円滑な面会交流の実施は子どもの健全な成長にとっても大切なものですので、調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情を聴いたり、書類等を提出してもらったりして、申立人、相手方及び子どもの状況等を把握しながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

### 2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・対象となる子ども1人につき1200円
- 手続用の郵便切手・・・140円×1枚、94円×1枚、84円×6枚、10円×5枚、2円×5枚  
合計798円分

### 3 申立てに必要な書類等

- 申立書3通  
→ 申立書は、相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用の控えの3通を作成してください。
- 事情説明書1通
- 送達場所の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 子どもの戸籍謄本(全部事項証明書)1通  
→ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

### 4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、A4サイズ（今お読みいただいている書面のサイズです。）で裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日にはご自分用の控えを持参してください（提出する書類のコピーは、①A4サイズ縦の用紙に、②とじしろとして左側を3センチメートル以上あけて作成してください。）。

相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日にはご自分用の控えを持参してください。

注 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所に見せる必要がないと考える部分は、マスキング（黒塗り）したものを提出してください（ただし、原本には手を加えず、コピーをマスキングしてください。）。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

注 個人情報保護の観点から、個人番号（マイナンバー）が記載されていない文書の提出をお願いいたします。具体的には、

- ① マイナンバーの記載のない文書の原本が取得可能なもの（源泉徴収票等）については、マイナ

ンバーの記載のない文書をご提出いただき、

- ② マイナンバーの記載のない文書の原本が取得できないもの（確定申告書等）もしくはマイナンバーが記載された文書を取得してしまった場合については、マイナンバー記載部分をマスキング（黒塗り）した文書のコピー（後日原本確認が必要になる場合があります。）をご提出いただくよう、よろしくお願いいたします。

## 5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧（記録を見る手続）・謄写（記録をコピーする手続）の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。また、法律の定める閲覧・謄写の除外事由があるときは、閲覧・謄写は許可されません。

しかし、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、調停手続中に提出された書類等のうち、面会交流についての判断に必要なものは、除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請があれば許可されることになります。

## 6 申立先

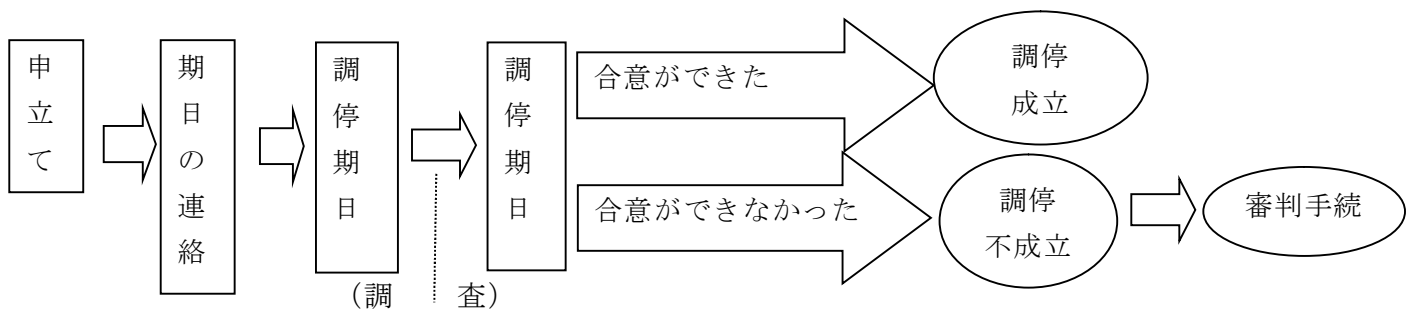
相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所で調停をすることができます。）。

## 7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。

調停は平日に行われます。1回の調停時間はおおむね1時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの意向や状況等に関する調査を行う場合もあります。



## 8 DVDの事前の視聴について

最高裁判所のホームページ（<https://www.courts.go.jp/video/>）では子どものいる夫婦の離婚や面会交流に関する動画「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」を配信（視聴時間約19分）しています。また、当裁判所でも視聴することができます。

### ○ 提出先（送付先）

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌家庭裁判所 家事受付係 (011-221-7281)

(申立人用)

※事件の種類により提出していただく書類は異なります。

## 注 意 書

- 1 **申立書**は、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、その写しを、相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書の写し(コピー)も提出してください(写しは、相手方の人数分だけの部数が必要となります。)。上記のとおり、申立書の写しを相手方に送付しますので、申立人の住所を相手方に知られると、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所(同居中の住所など)を記載してください(ただし、裁判官の判断により、現在の住所の申告を求めることがあります。)。相手方の住所は相手方が実際に住んでおられる住所を記載してください。
- 2 **事情説明書**は、相手方から申請があれば、原則として、相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
- 3 **送達場所の届出書**は、裁判所から書類を送付する場所を記載してください。申立書の記載の住所と別の場所にすることも可能です。なお、相手方に知られることであなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのあるような場所は、できるだけ避けてください。どうしてもその場所しかない場合は、必ず、「非開示希望の申出書」欄を記載してください。
- 4 **進行に関する照会回答書**は、調停を円滑に進めるために記載していただきます。裁判所限りの書面ですので、相手方に見られることはありません。
- 5 **その他の提出された書類**については、相手方から申請があれば、原則として、相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。提出される書類で、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのある情報は、自分でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。また、自ら作成する書面に、そのような情報を記載しないようにしてください。
- 6 マスキングもされず、非開示を希望する旨の書面も添付されていない書面について

て、裁判所が、相手方に知られるとあなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのある情報が記載されているかを確認することはありませんし、相手方から申請があれば、原則として、相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。そのような情報は自分で管理し、相手方に知られることのないように十分注意してください。

- 7 申立人又はその法定代理人を特定する事項については、相手方に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合、秘匿申立て又は非開示希望の申出をすることができます。秘匿申立てには、別途手数料等が必要となります。

秘匿申立て又は非開示希望の申出について、詳しくは書記官にお尋ねください。

# 事情説明書（面会交流）（申立人用）

書式3-面

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックをつけ(いくつでも可)、空欄には具体的な理由・事情等を記入して、申立ての際に提出してください。  
 なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

1 今回あなたがこの申立てをした「きっかけ」「動機」を書いてください。								
2 調停ではどんなことで対立すると思われますか。 (該当するものにチェックしてください。複数可。)	<input type="checkbox"/> 面会交流を実施するかどうか <input type="checkbox"/> 面会交流の回数 <input type="checkbox"/> 面会交流の内容 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
3 申立人と相手方の現在の連絡状況について記入してください。	<input type="checkbox"/> 会っている。 <input type="checkbox"/> 会ってはいないが、電話等で連絡を取っている。 <input type="checkbox"/> 連絡を取っていない。 (最後に連絡を取った時期：平成・令和 年 月 ころ) (連絡を取っていない理由： )							
4 未成年者に、面会交流について話をしていますか。	<input type="checkbox"/> 話をしている。 話をした人 <input type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> 相手方 <input type="checkbox"/> 申立人及び相手方一緒に <input type="checkbox"/> その他 ( ) 未成年者の反応 ( ) <input type="checkbox"/> 話をしていない。							
5 現在未成年者の状況で心配なことはありますか。 (該当するものにチェックしてください。複数可。)	<input type="checkbox"/> 特にない。 <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> 健康面（病気がちになった等） <input type="checkbox"/> 情緒面、精神面（情緒不安定等） <input type="checkbox"/> 登園、登校面（登校を渋っている等） <input type="checkbox"/> 交友関係（友人とのトラブル等） <input type="checkbox"/> その他 ( )							
6 それぞれの同居している家族について記入してください（本人を含む）。  ※申立人と相手方が同居中の場合は申立人欄に記入してください。	申立人（あなた）				相手方			
	氏名	年齢	続柄	職業・学年	氏名	年齢	続柄	職業・学年
7 それぞれの収入はどのくらいですか。	月収（税込み） 約 万円 <input type="checkbox"/> 実家等の援助あり <input type="checkbox"/> 生活保護等受給				月収（税込み） 約 万円 <input type="checkbox"/> 実家等の援助あり <input type="checkbox"/> 生活保護等受給			
8 住居の状況について記入してください。	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 申立人及び相手方以外の家族所有 <input type="checkbox"/> その他 ( )				<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 申立人及び相手方以外の家族所有 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

令和 年 月 日 申立人 \_\_\_\_\_ 印





# 書類の提出とマスキング方法

## 提出書面の種類

あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、相手からの希望があると、相手にお見せしたり(「閲覧(えつらん)」と言います。)、コピーを認める(「謄写(とうしゃ)」と言います。)こととなりますので、ご注意ください。

## 主張書面を提出するときの注意点

### 記載例

令和〇年(家イ)第〇〇〇〇号

令和〇年〇月〇日

主 張 書 面

札幌家庭裁判所 調停〇係

宛

(氏 名) 印

1 離婚について

.....  
.....  
.....

2 子の親権について

.....  
.....  
.....

3 財産分与について

.....  
.....  
.....

A4の用紙に記載してください。

ここに、主張(言い分・意見・希望など)を記載してください。

相手に見られることで社会生活を営むのに著しい支障が生ずる情報は記載しないでください。

この部分は、としろとして3センチ程度空けておいてください。

## 資料(証拠)を提出するときの注意点

- 主張の裏付けになる資料(証拠)は、**原本は提出しないで、必ずコピーを提出してください。**
- 資料の原本の大きさに関わらず、A4の用紙にコピーをとってください(余白が大きくてもかまいません。)。資料の原本がA4より大きい場合は、A3の用紙にコピーをとってください。

### ●【重要!】

提出する書面は、相手に渡すことを前提に作成してください。

相手に見られることで社会生活を営むのに著しい支障の生ずる情報が記載されている場合、マイナンバーが記載されている場合は、コピーを取り、コピーの該当部分を黒く塗りつぶした上で再度コピーして、読めない状態にしてから提出してください。※単にマスキングテープを貼付しただけのものは提出できません。※原本には手を加えないでください。

裏面もご覧ください



# マイナンバーにご注意ください！

- ① **確定申告書・源泉徴収票・住民票はありますか？あればマイナンバーが書かれていないか、もう一度確認してください。**
- ② **裁判所はマイナンバーを受け取れません。マイナンバー部分を黒くめったものをコピーして提出してください。**

確定申告書の1枚目のここにマイナンバー！

税務署長 令和 年 月 日 令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA2200

住所 〒 個人番号 生年月日

フリガナ 氏名

職業 屋号・番号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

種類 青色 分離 国出 損失 確定 特農 特農 整理番号 電話番号 自宅・勤務先・携帯

事業等 ⑦ 課税される所得金額 (⑫-⑭)又は第三表上の⑯に対する税額又は第三表の⑳

業農 業 ① ⑳ 〇〇〇

第一表 (令和二年分以下)

確定申告書の2枚目のここにマイナンバー！

○ 配偶者や親族に関する事項 (⑳~㉓)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
配偶者		配偶者		障害	国外	年課	別居 調整
明大昭平令		明大昭平令		障害	国外	年課	(16) 別居 調整
明大昭平令		明大昭平令		障害	国外	年課	(16) 別居 調整
明大昭平令		明大昭平令		障害	国外	年課	(16) 別居 調整
明大昭平令		明大昭平令		障害	国外	年課	(16) 別居 調整
明大昭平令		明大昭平令		障害	国外	年課	(16) 別居 調整

○ 事業専従者に関する事項 (㉔)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
		明大昭平			
		明大昭平			
		明大昭平			

○ 住民税・事業税に関する事項

住 非上場株式の少数配当を含む配当所得の金額 非居住者 配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 (特別徴収 自払不徴収) 都道府県、市区町村への寄附 (特別徴収対象外) 共同基金、日赤 その他の寄附 都道府県条例指定寄附 市区町村条例指定寄附

証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼

## 令和 年分 給与所得の源泉徴収票

(個人番号) (役職名) (フリガナ) 氏名

支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額

! 配偶者(特別) ! 除の額 控除対象扶養親族の額 (配偶者を除く。) 16歳未満扶養親族の額 障害者の基礎控除額 (本人を) 非居住者である親族の額

生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除額

源泉徴収票のここにマイナンバー！

## 住民票

世帯主 山田 太郎

住所 ○○市○○区○○ ○○丁目○○番地○○号

氏名 山田 太郎

1 個人番号 123456789012 住所を定めた日

住民票コード 11234567890 届出をした日

転入前住所 ○○県○○市××区××丁目××番地××号

本籍 ○○県△△市△△区△△丁目△△番地△△号

備考

住民票のここにマイナンバー！